

「納税管理人」制度について

◆納税管理人って何をする人のこと？

納税義務者が市町村民税の納税義務を負う市町村内に住所、居所等を有しない場合に「納税に関する一切の事項」を処理するための代理人のことです。

◆法律で決まっているの？

地方税法という法律と各市町村の条例で定められています。

地方税法

(市町村民税の納税管理人)

第 300 条

市町村民税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

◆「納税管理人を申告しなかった場合」にはどうなるの？

正当な事由がなくて申告しなかった場合は、条例により、納税義務者は 10 万円以下の過料が課せられる場合があります。

◆「納税に関する一切の事項」ってなに？

賦課徴収又は還付に関する書類の受理、納税、還付の請求、受領などです。
なお、納税管理人は納税義務を負うものではなく、万が一滞納となった場合は、滞納処分は納税義務者本人に行うこととなります。

◆納税管理人になれるのはどんな人なの？

市町村の条例で定める地域内に住所や事業所などを有する方です。
⇒外国人労働者の場合、勤務先の事業主の方がなられるケースが多いです。

◆納税管理人には、どうなったらなるの？

外国人労働者がお住まいの市町村役場の税務担当課にお問い合わせください。